

県出資団体のあり方に関する提言
(最終提言)

平成14年12月27日

長崎県出資団体あり方検討委員会

当委員会は、社会経済情勢の変化等を踏まえ、県が出資又は出捐を行っている団体について、その設立目的・趣旨にまでさかのぼって再点検を行い、見直しを進めるために、知事の諮問に応じ提言を行う機関として、平成13年12月27日に設置されました。

当委員会は、平成13年12月27日に設置されて以来、平成13年度に、

- ・団体の経営、財務、事業全般にわたって総合的に評価・診断する「長崎県出資団体経営評価・診断制度」の制度設計
- ・平成14年度に実施する専門家（監査法人）による個別外部診断の対象団体の選定（27団体）

を行い、

平成14年度に、経営評価・診断及び個別外部診断の結果などを基に、

- ・見直しの対象となっている全ての団体（71団体）について、県の各所管課及び各団体からのヒヤリング
- ・ヒヤリング結果を基に、課題や問題点の抽出
- ・見直しの視点、基準の検討

などを行い、県の出資団体について、そのあり方や具体的な見直しについて、意見をとりまとめました。

平成14年11月20日に、団体や事業そのもののあり方について中間報告を行いましたが、このたび、団体の経営改善や県における取り組みなどを含めた最終提言をとりまとめましたので、ここに提言いたします。

平成14年12月27日

長崎県出資団体あり方検討委員会
委員長 上野 清貴

目 次

・ 検討の対象とした団体	1
・ 団体（事業）そのもののあり方についての提言	
1．見直しの視点と再点検フロー	2
2．個々の団体についての検討結果	2
3．改革の時期	3
4．新たな出資団体の設立、出資の抑制	4
・ 見直しの方向・視点・改革の時期別検討結果一覧表	5
・ 団体の経営改善や県の取り組みについての提言	7
1．経営改善	
（1）効率的な経営とコーポレートガバナンス（経営統治）の強化等	7
（2）事業評価の実施と経営計画策定の必要性	8
（3）組織・人員 給与の見直し	9
（4）財務状況の的確な把握	10
（5）収支構造の改善	10
（6）資金運用の効率性の向上とリスク管理	11
（7）NPO法人等との連携	12
（8）積極的かつ効率的な広報活動と情報開示	12
2．基金運用益型団体における事業推進の課題と問題点	12
3．独占的事業に対する監視強化等	13
・ 見直し計画の策定と実行	14

別表

事業自体の廃止（＝団体の廃止）を検討すべきと考えられる団体

（財）長崎県県北会館	15
（財）長崎県医学振興基金	15
（財）長崎県出かせぎ援護協会	15

県の関与の縮小等を検討すべきと考えられる団体

（財）長崎県私立学校退職金財団	16
（財）長崎県地域振興航空基金	16
（財）長崎県国民年金福祉協会（くちのつ）	17
（財）長崎県勤労者福祉事業団（いこいの村）	17
（財）長崎勤労総合福祉センター（式見ハイツ）	17

(財)長崎中高年齢労働者福祉センター (サンライフ佐世保)	-----	18
(財)長崎船員厚生会	-----	18
(社)長崎県漁民年金貯金共済会	-----	19
(社)長崎県農協会館	-----	19
(社)長崎県林業協会	-----	19

民営化を検討すべきと考えられる団体

(財)長崎県浄化槽協会	-----	20
(財)長崎県建設技術研究センター	-----	20
(財)長崎県住宅 建築総合センター	-----	21
(社)長崎県水産開発協会	-----	21
(社)長崎県林業コンサルタント	-----	21
(社福)長崎県障害者福祉事業団	-----	22
(社福)長崎県社会福祉事業団	-----	22

統合又は事業移管を検討すべきと考えられる団体

長崎県町村土地開発公社	-----	23
(財)長崎県救急医療財団	-----	23
(財)長崎県腎臓バンク	-----	24
(財)長崎県福祉基金	-----	24
長崎国際航空貨物ターミナル(株)	-----	24
(社)長崎県果実生産出荷安定基金協会	-----	25
(社)長崎県野菜価格安定基金協会	-----	25

大幅な改革や自立的な運営を検討すべきと考えられる団体

(財)長崎県農業振興公社	-----	26
(財)長崎県沿岸漁業振興基金	-----	26
(財)有明海水産振興基金	-----	27
(財)彦岐栽培漁業振興公社	-----	27
(財)伊万里湾栽培漁業推進基金	-----	28
(財)五島栽培漁業振興公社	-----	28
(財)西彼海区栽培漁業推進基金	-----	29
(財)橘湾栽培漁業推進基金	-----	29
(財)対馬栽培漁業振興公社	-----	29
(財)長崎県農林水産業担い手育成基金	-----	30
長崎空港ビルディング(株)	-----	30
(財)長崎県食鳥肉衛生協会	-----	30
(財)長崎県育英会	-----	31
(社)対馬林業公社	-----	31

(社)長崎県林業公社	-----	32
長崎県道路公社	-----	32
長崎県土地開発公社	-----	33
長崎県住宅供給公社	-----	33
小値賀空港ターミナルビル(株)	-----	34
上五島空港ターミナルビル(株)	-----	34
(財)長崎県すこやか長寿財団	-----	35
(財)長崎県消防協会	-----	35
(財)長崎県国際交流協会	-----	35
(財)長崎県産業振興財団	-----	36
(財)長崎県体育協会	-----	36

上記以外の団体

(株)長崎県営バス観光	-----	37
対馬空港ターミナルビル(株)	-----	37
(株)長崎県漁業公社	-----	37
(財)ながさき地域政策研究所	-----	38
(財)長崎平和推進協会	-----	38
(財)長崎県産炭地域振興財団	-----	38
(財)長崎県中小商業振興基金	-----	39
(財)長崎県漁協合併推進基金	-----	39
(財)諫早湾地域振興基金	-----	39
(財)石木ダム地域振興対策基金	-----	40
(財)長崎県下水道公社	-----	40
(財)長崎県暴力団追放県民会議	-----	40
(社)長崎県園芸種苗供給センター	-----	41
(社)長崎県種馬铃薯価格安定基金協会	-----	41
(職訓)西九州情報処理開発財団	-----	41
(職訓)長崎能力開発センター	-----	42
長崎県信用保証協会	-----	42
長崎県漁業信用基金協会	-----	42
長崎県農業信用基金協会	-----	43

参考資料

・見直しの視点と再点検フロー	-----	44
・委員会の検討経過	-----	47
・委員名簿	-----	48

. 検討の対象とした団体

県の「出資団体経営評価・診断制度」の対象となっている団体を検討の対象としました。〔 県の出資比率が 1/4 未満の商法法人を除く県内に主たる事務所を有する県が出資又は出捐を行っている全ての団体 (71 団体) 〕

1/2以上出資法人 31団体

1	(株)	長崎県漁業公社
2	(株)	長崎県営バス観光
3	(財)	ながさき地域政策研究所
4	(財)	長崎県地域振興航空基金
5	(財)	長崎県国際交流協会
6	(財)	長崎県県北会館
7	(財)	長崎県食鳥肉衛生協会
8	(財)	長崎県腎臓バンク
9	(財)	長崎県救急医療財団
10	(財)	長崎県福祉基金
11	(財)	長崎県産炭地域振興財団
12	(財)	長崎県産業振興財団
13	(財)	長崎県出かせぎ援護協会
14	(財)	有明海水産振興基金
15	(財)	西彼海区栽培漁業推進基金
16	(財)	橘湾栽培漁業推進基金
17	(財)	壱岐栽培漁業振興公社
18	(財)	五島栽培漁業振興公社
19	(財)	長崎県農業振興公社
20	(財)	諫早湾地域振興基金
21	(財)	長崎県建設技術研究センター
22	(財)	長崎県下水道公社
23	(財)	長崎県育英会
24	(財)	長崎県暴力団追放県民会議
25	(社)	対馬林業公社
26	(社)	長崎県林業公社
27	(社福)	長崎県社会福祉事業団
28	(社福)	長崎県障害者福祉事業団
29	(特)	長崎県道路公社
30	(特)	長崎県住宅供給公社
31	(特)	長崎県土地開発公社

1/4以上1/2未満出資法人 21団体

1	(株)	対馬空港ターミナルビル
2	(株)	小値賀空港ターミナルビル
3	(株)	長崎空港ビルディング
4	(株)	上五島空港ターミナルビル
5	(株)	長崎国際航空貨物ターミナル
6	(財)	長崎県浄化槽協会
7	(財)	長崎県国民年金福祉協会

8	(財)	長崎県すこやか長寿財団
9	(財)	長崎県中小商業振興基金
10	(財)	長崎中高年齢労働者福祉センター
11	(財)	長崎勤労総合福祉センター
12	(財)	長崎県漁協合併推進基金
13	(財)	対馬栽培漁業振興公社
14	(財)	伊万里湾栽培漁業推進基金
15	(財)	長崎県農林水産業担い手育成基金
16	(財)	石木ダム地域振興対策基金
17	(社)	長崎県種馬鈴薯価格安定基金協会
18	(社)	長崎県野菜価格安定基金協会
19	(社)	長崎県林業コンサルタント
20	(職訓)	長崎能力開発センター
21	(特)	長崎県信用保証協会

1/4未満出資法人 19団体

1	(財)	長崎県住宅 建築総合センター
2	(財)	長崎県消防協会
3	(財)	長崎平和推進協会
4	(財)	長崎県沿岸漁業振興基金
5	(財)	長崎県体育協会
6	(財)	長崎県私立学校退職金財団
7	(財)	長崎県医学振興基金
8	(財)	長崎船員厚生会
9	(財)	長崎県勤労者福祉事業団
10	(社)	長崎県果実生産出荷安定基金協会
11	(社)	長崎県漁民年金貯金共済会
12	(社)	長崎県園芸種苗供給センター
13	(社)	長崎県水産開発協会
14	(社)	長崎県林業協会
15	(社)	長崎県農協会館
16	(職訓)	西九州情報処理開発財団
17	(特)	長崎県町村土地開発公社
18	(特)	長崎県漁業信用基金協会
19	(特)	長崎県農業信用基金協会

(株) 株式会社 (社福) 社会福祉法人
(財) 財団法人 (職訓) 職業訓練法人
(社) 社団法人 (特) 特殊法人

．団体（事業）そのもののあり方についての提言

1．見直しの視点と再点検フロー

県民にとって、最も有益に、最も効率的になるように見直すという観点から、次のような視点と順序により、個々の団体について、そのあり方を検討しました。（詳細な「見直しの視点と再点検フロー」については、44頁を参照のこと。）

1．県民に対する県としての政策上の必要性からの点検

- ・ 団体が実施している事業は、事業目的（機能面）から見て、現時点において県として（公的負担を伴い）実施する政策上の必要性があるか
- ・ 受益者の自己責任に委ねられないか（受益者自身ではできないことか）
- ・ 民間に任せられないか、民間での実施可能性はないか
- ・ 役割分担の観点から市町村や他の機関で実施できないか

2．事業成果の面からの点検

- ・ 事業実績は、団体の設立目的から見て、目的を十分達成していると言えるか（達成度合いが著しく低くなっていないか）

3．経営面からの点検

- ・ 経営が悪化している又は今後悪化の恐れがある、構造的に不採算となっているなどの経営上の問題はないか

4．その他

- ・ 利用者（県民）から見て利用しやすい組織づくりや県全体としての効率性を考えた場合、事業の再編や他の団体と統合した方がいい団体はないか
- ・ 県からの補助金や委託の割合が高い又は運営費への補助金を受けているなど、県への依存度が高く、自立化に向けた取り組みが必要な団体はないか

2．個々の団体についての検討結果（一覧表：5頁掲載）

検討の結果、見直しの対象となっている71団体のうち、52団体については、廃止や民営化、統合など「団体（事業）そのもののあり方」について検討が必要であると思われます。

各団体ごとの検討結果は、別表（15頁以降）のとおりです。

		見直しの方向					計
		事業廃止	県の関与の縮小等	民営化	統合又は移管	大幅改革自立化等	
視点	政策上の必要性	3	10	6	1		20
	事業成果				3	10	13
	経営面			1(1)	3	10	14
	その他					5	5
計		3	10	7	7	25	52
うち団体廃止		3	X	X	5	X	8+
時期	速やかに実施	3	7	3	6	24	43
	条件整備後実施		3	3(1)	1	1	8
	制約解除後実施			1			1

(注)・県の関与の縮小等：廃止、民営化、事業移管、人的・財政的関与の縮小等のいずれかを行うべきと考えられるが、制度上その他の条件により見直しの方向が限定できない団体

・X、 ：団体自体の廃止となるのもがあり得るが、団体数が特定できないもの

3. 改革の時期

改革を実施するに当たっては、法令等の改正が必要なもの、施設の耐用期間や実施中の事業の事業期間等により、直ちに実行に移すことが困難な場合もあり、それぞれの状況に応じて、次の3つの段階に整理しました。

速やかに実施	下記のような制約がなく、速やかに実施可能なもの 速やかに見直し計画を策定し、少なくとも県の行政システム改革大綱の推進期間内（平成17年度まで）には一定の成果を上げられることを期待します。
条件整備後実施	施設の耐用期間や実施中の事業の事業期間等により、直ちに実行に移すことが困難な場合であり、条件が整えば実施可能なもの 可能な限り上記に準じた取り組みを期待します。
制約解除後実施	法改正が必要になるなど、団体や県等だけでは実施できない外的制約があり、制約が解除されれば実施可能なもの

4 . 新たな出資団体の設立、出資の抑制

県では、様々な公的需要に対応するために、各種団体を設立し、また活用してきましたが、今回の見直しにも見られるように、一旦設立された団体は、独立した法人として活動するうちに変化したり、時間の経過とともに、当初県が意図していた目的や趣旨から乖離したり、県ひいては県民にとって財政的負担やリスクを伴う状態になることがあります。

こうした場合の見直しや改革には、大きなエネルギーを必要とし、また、現行制度の下では、見直しや改革に一定の制約を伴い困難な場合があります。

今後、新たな団体を設立したり出資を行おうとする場合には、本当に必要なのか将来のことも含めよく吟味し、真に必要な場合に限るべきと考えます。

		見直しの方向				
		事業自体の廃止	県の関与の縮小等	民営化	統合又は移管	大幅改革・自立化等
視点	政策上の必要性	(財)長崎県県北会館 (財)長崎県医学振興基金 (財)長崎県出かせぎ援護協会	(財)長崎県私立学校退職金財団 (財)長崎県地域振興航空基金 (財)長崎県国民年金福祉協会(くちのつ) (財)長崎県勤労者福祉事業団(いこいの村) (財)長崎県勤労総合福祉センター(式見ハイツ) (財)長崎中高年齢労働者福祉センター(サンライフ佐世保) (財)長崎船員厚生会 (社)長崎県漁民年金貯金共済会 (社)長崎県農協会館 (社)長崎県林業協会	(財)長崎県浄化槽協会 (財)長崎県建設技術研究センター (財)長崎県住宅・建築総合センター (社)長崎県水産開発協会 (社)長崎県林業コンサルタント (社福)長崎県障害者福祉事業団	長崎県町村土地開発公社	
	事業成果			(財)長崎県救急医療財団 (財)長崎県腎臓バンク (財)長崎県福祉基金	(財)長崎県農業振興公社 (財)長崎県沿岸漁業振興基金 (財)有明海水産振興基金 外 栽培漁業関係6基金 (財)長崎県農林水産業担い手育成基金	
	経営面		(社福)長崎県社会福祉事業団 (社福)長崎県障害者福祉事業団	長崎国際航空貨物ターミナル(株) (社)長崎県果実生産出荷安定基金協会 (社)長崎県野菜価格安定基金協会	長崎空港ビルディング(株) (財)長崎県食鳥肉衛生協会 (財)長崎県育英会 (社)対馬林業公社 (社)長崎県林業公社 長崎県道路公社 長崎県土地開発公社 長崎県住宅供給公社 小値賀空港ターミナルビル(株) 上五島空港ターミナルビル(株)	
	その他				(財)長崎県消防協会 (財)長崎県国際交流協会 (財)長崎県産業振興財団 (財)長崎県体育協会	
	計	3団体	10団体	7団体	7団体	25団体
改革時期	速やかに実施	(財)長崎県県北会館 (財)長崎県医学振興基金 (財)長崎県出かせぎ援護協会	(財)長崎県私立学校退職金財団 (財)長崎県地域振興航空基金 (財)長崎県国民年金福祉協会(くちのつ) (財)長崎県勤労者福祉事業団(いこいの村) (財)長崎県勤労総合福祉センター(式見ハイツ) (財)長崎県中高年齢労働者福祉センター(サンライフ佐世保) (社)長崎県林業協会	(社)長崎県水産開発協会 (社)長崎県林業コンサルタント (社福)長崎県障害者福祉事業団	長崎国際航空貨物ターミナル(株) (財)長崎県救急医療財団 (財)長崎県腎臓バンク (財)長崎県福祉基金 (社)長崎県果実生産出荷安定基金協会 (社)長崎県野菜価格安定基金協会	長崎空港ビルディング(株) 小値賀空港ターミナルビル(株) 上五島空港ターミナルビル(株) (財)長崎県消防協会 (財)長崎県国際交流協会 (財)長崎県食鳥肉衛生協会 (財)長崎県すこやか長寿財団 (財)長崎県産業振興財団 (財)長崎県沿岸漁業振興基金 (財)有明海水産振興基金 外 栽培漁業関係6基金 (財)長崎県農業振興公社 (財)長崎県農林水産業担い手対策基金 (社)対馬林業公社 (社)長崎県林業公社 (財)長崎県体育協会 (財)長崎県育英会 長崎県道路公社 長崎県土地開発公社
	条件整備後実施		(財)長崎船員厚生会 (社)長崎県漁民年金貯金共済会 (社)長崎県農協会館	(財)長崎県建設技術研究センター (財)長崎県住宅・建築総合センター (社福)長崎県社会福祉事業団 (社福)長崎県障害者福祉事業団	長崎県町村土地開発公社	長崎県住宅供給公社
	制約解除後実施			(財)長崎県浄化槽協会		

存続

(株)長崎県営バス観光
対馬空港ターミナルビル(株)
(株)長崎県漁業公社
(財)ながさき地域政策研究所
(財)長崎平和推進協会
(財)長崎県産炭地域振興財団
(財)長崎県中小商業振興基金
(財)長崎県漁協合併推進基金
(財)諫早湾地域振興基金
(財)石木ダム地域振興対策基金
(財)長崎県下水道公社
(財)長崎県暴力団追放会議
(社)長崎県園芸種苗供給センター
(社)長崎県種馬铃薯価格安定基金協会
(職訓)西九州情報処理開発財団
(職訓)長崎能力開発センター
長崎県信用保証協会
長崎県漁業信用基金協会
長崎県農業信用基金協会

19団体

・団体の経営改善や県の取り組みについての提言

前項では、団体そのもの又は団体が行っている事業そのものについて、調査・検討を行った結果を提言しましたが、ここでは、各団体や県の所管課からヒヤリングを行っていく中で見られた「団体の運営に関する課題や問題点、改善すべきと思われる事項」についてとりまとめました。

また、団体についてだけでなく、出資者又は指導監督機関としての県のあり方についても、改善すべきと思われる事項をとりまとめました。

なお、個々には、このほかにも改善すべきと思われる事項がありましたが、各団体に共通して取り組んでいただきたい事項をとりまとめております。

（ 提言の中の「 」、 「 」印は、それぞれ以下のとおりです。 ）
： 団体に取り組んでいただきたい事項
： 県に取り組んでいただきたい事項

1．経営改善

（ 1 ）効率的な経営とコーポレートガバナンス（経営統治）の強化等

県が出資している公的団体（公益法人等）は、民間ではできない、あるいは民間だけではできない分野を主に担当しており、採算性のみを追求すべきではないが、だからといって非効率的な経営が許されるということではない。

団体の経営にかかる経費は、最終的には県民の負担となるものであり、企業経営的な思考（採算性・効率性を重視した経営）を持って経営の効率化を図り、最小の経費で最大の効果が発揮されるよう自らの行動を律する姿勢が求められる。

そのためには、経営陣（理事会）が、十分認識を持ち、機能することが必要であり、また、能力の高い経営責任者を登用し、団体の組織が一体となって行動するようコーポレートガバナンス（経営統治）の強化を図る必要がある。

さらに、県は、効率的な経営が行われるよう指導監督責任を果たす義務があるが、現状では不十分と言わざるを得ず、県による監査・指導を徹底する必要がある。

この場合、今回の審議過程において県の所管部局は所管団体を擁護する姿勢が強く見られたことから、利害関係の薄い第三者的な立場でチェックする一元的な監督体制を整備することが望ましい。

なお、本年度創設した「長崎県出資団体経営評価・診断制度」は、「出資法人見直し検討本部による評価・診断結果の検証」や「必要に応じた専門家による個別外部診断」を行う制度となっており、この制度を有効に機能させていくことが重要である。

企業経営的思考の導入による効率的な経営の実現
機能する経営陣（理事会）の確立、能力の高い経営責任者の登用
県の所管部局による監査・指導の徹底と第三者的な立場でチェックする
一元的な監督体制の整備
「長崎県出資団体経営評価・診断制度」の有効な運用

（２）事業評価の実施と経営計画策定の必要性

業務の効果や成果がきちんと把握されていない、費用対効果分析が行われていない、事業選定が曖昧であるといった団体が見受けられ、団体の設立目的を明確にして、真に必要な事業、効果のある事業を実施するための評価制度等の仕組みを導入すべきである。

県の出資団体の中には、事業規模が大きく、経営を誤れば多大な損失を被る恐れのある団体があるが、民間企業に比べて、取り巻く環境の変化に疎く、需要予測や市況見通し、経営計画に甘さが見られ、部門別の収支も曖昧であるなど採算性や損益を重視した経営が行われているとは言い難い。

的確な需要予測を行い複数の収支見通しを立てるなど経営計画の抜本の見直しを行わなければ、経営の健全性が維持できなくなる可能性があり、中長期経営計画の策定が必要である。

さらに、経済の低迷が長期化し資産価値が減少する可能性があることから、減価する危険のある資産については、売却損も覚悟で早期に処分し資産を圧縮することを検討すべきである。

事業・部門別の事業効果の測定と評価の実施
事業の選別、推進、事後評価について厳しいチェックが入る仕組みの構築
中長期経営計画の策定
資産価値の減少に備えた経営（資産の圧縮）

（３）組織・人員・給与の見直し

多くの団体では、県等の出資自治体に準拠するかたちで人事・給与を定めており、この結果、類似する民間企業等に比べて割高な給与になったり、逆に給与が低い場合優秀な人材を確保しにくいなどのケースが生じており、改善が必要である。

また、公益法人等の給与水準については、外部からの牽制が働きにくく、県民の監視が及びにくい構造となっており、透明性を確保することが求められる。

さらに、労働インセンティブが働きにくい人事・給与体系になっており、業績に連動した賞与支給や各人別の成果を給与・賞与に反映させるなど、柔軟な体系を模索していくことが望まれ、県としてもそうした方向性をサポートしていくべきと思われる。

経営陣や職員に県のOBが登用されている団体が多く見受けられるが、要はその人材が団体の事業や運営に関して能力のある適切な人材かどうかであって、あまりにも公務員経験者のウエイトが高い場合や1 - (1)に記載した企業経営的思考の導入による効率的な経営の実現のためには、民間での経験を持った人材を積極的に登用することが望まれる。

また、時代の変化とともに団体の事業内容や役割が変化してきているにもかかわらず、組織・人員・給与体系が従来のものである団体、役員・職員の高齢化により人件費が高くなっている団体などがあり、改善が必要である。

県等を参考とした給与決定方法の見直し（類似の民間企業等との比較）
と給与体系・水準の公開
能力給の導入など労働意欲を刺激する給与体系の導入
非常勤役員を含む役員報酬の適正化
民間経験者の積極的な登用
団体の目的や事業、役割に応じた組織体制の見直し

(4) 財務状況の的確な把握

複数の業務を行っている団体において、事業別・部門別の収支が明確にされていない、減価償却に相当する額をコストとして明確に意識していない、団体以外の職員が団体の職員を兼務している場合の人件費をコストとして把握していないなど、財務状況を的確に把握できないケースがある。

正確な会計情報なしに団体（事業）の成果や効率性の判断はできず、正確な実態把握ができるよう工夫・改善が求められる。

また、各団体で採用されている会計基準はまちまちとなっており、公益法人会計基準等定められた会計基準に従い決算書を作成すべきである。団体によっては、監事等に第三者としての会計専門家を登用することが望ましい場合がある。

事業別、部門別収支の明確化

減価償却相当額や兼務職員の人件費など決算に反映されていないコストを含めた財務状況の把握

会計基準の明確化と監事等への会計専門家の登用

(5) 収支構造の改善

収支構造の改善は、収入の増加対策と経費削減が基本となるが、その内容・方法は各団体の状況によって様々であり、ここでは、どの団体にも共通して取り組むべきと考えられる項目について掲載した。

収入の増加対策では、県の出資団体には財団法人等のように基本財産（基金）の運用益により事業を実施している団体が多いが、運用益だけに頼った事業展開は難しくなっており、受益者にも応分の負担を要請したり、本来の事業に附帯する収益事業を実施することもこれからは必要と思われる。

経費削減では、業務手法や手順が、民間企業等でのそれと較べた場合非効率となっているなど、業務手順の抜本的見直し（BPR）が必要と思われる団体がある。なお、業務見直しを行うに当たっては、当事者だけで検討を行うと従来の慣習にとらわれる傾向が強いため、民間における業務手法等も踏まえて外部委託を含む幅広い視点から業務を再構築できる人材を交えることが重要である。

また、委託契約などでは、随意契約が多く、入札が行われている場合でも長期間同一の者が契約しているなど、改善の余地が多く多くの団体で見られた。

収入確保

受益者負担の導入

収益事業の導入と拡大

経費削減

外部委託を含む業務手順の抜本的見直し（BPR）による経費削減、

業務見直しにおける外部の専門家等の活用

業務見直しによっても解消しない赤字事業の廃止、整理縮小

契約方法の見直し（入札制への移行と公開を含む手法の改善）

（6）資金運用の効率性の向上とリスク管理

昨今の金利低下にあって、効率的な資金運用の重要性が高くなっている一方、ペイオフへの対応も求められるが、十分な体制やノウハウが確立されていない団体が多い。

明確な資金運用の基準・規定を整備し、担当者個人の恣意性をなくし、理事会等の意思決定に基づく運用体制の確立が必要である。

さらに、証券会社等のアドバイスだけではなく、資金運用の安全性と効率性について、金融の専門家による診断を受けるなどチェック体制をとることが望ましい。

財団法人等は基金を運用する団体と事業実施のために資金を調達する団体があり、県内の団体間で資金運用・調達を行って効率化する仲介制度を検討する余地がある。

ただし、制度の運用を誤れば資金調達が安易化し不良債権化する恐れもあることから、制度創設の是非を含め慎重に検討すべきである。

資金運用の見直し（効率性の向上）

明確な資金運用の基準・規定の整備と理事会等の意思決定に基づく運用体制の確立

資金運用の安全性と効率性についての金融の専門家による診断

県出資団体間の資金運用・調達制度の検討

(7) NPO法人等との連携

多くの団体は、業務を縦割りのみで実施する傾向が強く、関係機関などの横の連携が不足していると思われ、連携の強化が必要である。

特に、近年活躍が目覚ましいNPO法人やボランティア団体、住民活動など公共の利益を追求する活動団体との連携が望まれる。

団体によっては、関係するこうしたNPO法人等の実態さえ把握していないケースが見受けられた。

NPO法人やボランティア団体等を含む関係団体・機関との連携・活用

(8) 積極的かつ効率的な広報活動と情報開示

事業内容や活動状況が県民にあまり知られていなかったり、事業によってはわかりにくい事業などがあり、積極的かつ効率的な広報活動の展開と情報開示が必要である。

積極的かつ効率的な広報活動の展開と情報開示

2. 基金運用益型団体における事業推進の課題と問題点

財団法人など基本財産や基金の運用益を財源として事業を実施している団体では低金利のために運用益が十分確保できず、一部の団体においては、運用益の範囲内で何ができるかにとらわれ、本来の設立目的、事業目的が十分に達成できない状況に陥りつつある。

目的達成のための効果的な施策の実施と財源の確保が必要であり、事業の必要性・効果を検証したうえで、一定のルール（基準）を定めて、基本財産等基金の一部取崩しも検討すべきである。

事業の必要性・効果を検証したうえで、一定のルール（基準）を定めて、基本財産等基金の一部取崩しを検討

3. 独占的事業に対する監視強化等

法的な制限等から公的団体が独占的に実施している事業があるが、競争原理が働かず、事業運営の効率化が図られないまま価格が割高になる恐れがある。

監督官庁も、赤字団体に対しては管理意識が強いものの、黒字の場合は問題視する意識が薄く、サービス価格が適正であるか否かのチェックを長年に渡って行っていないケースが見られる。

また、設立当初は重要な政策的意義を持つが、社会情勢の変化等で存在意義が希薄化したにもかかわらず、守秘性や公平性を理由に民間を排除しようとする傾向が見られたが、むしろ、民間では厳しい競争の中で信頼を勝ち取るためにより厳格な経営に努めており、民間へ広く開放することが求められる。

なお、余裕施設の活用や経営上の観点から、民間でも行われている分野へサービス提供を行っているケースがあるが、民業圧迫の批判を受けないよう配慮する必要がある。

料金等の適切性のチェック 独占的事業の民間への開放、民業圧迫への配慮

．見直し計画の策定と実行

及び において、「団体（事業）そのもののあり方」と「団体の経営改善や県の取り組み」についての提言をとりまとめましたが、各団体は、県が出資をしているとは言っても、県とは独立した組織体であり、見直しや改革を行うには、団体自らその必要性を認識し、主体的に取り組まなければならないのではなく、各団体の理解と自発的な取り組みが必要であり望まれます。

当委員会としては、今回の提言に沿った見直しを強く希望するものであり、見直しの着実な実行を図るために、県及び各団体において具体的な見直し計画を策定するとともに、見直し計画の確実な実行のための進行管理の徹底と実施状況の公表を希望します。

別表 ~ 団体（事業）そのもののあり方についての検討結果 ~

事業自体の廃止（＝団体の廃止）を検討すべきと考えられる団体

<p>(財)長崎県県北会館</p>	<p>廃止（解散）.. (速やかに実施)</p>
<p>(団体（事業）のあり方)</p> <p>昭和48年に県北地域における県民の社会教育の振興、体育の向上を図るとともに社会福祉の増進、青少年の教育を行うことを目的として設立された。各種団体の事務所としての専用使用、トレーニング教室、研修室、会議室の施設貸出事業を行ってきたが、類似施設が整備されてきたこと、利用者数が減少し、事業収入も減少している。県においては、新行政システム推進基本計画（計画期間：H8～H12）において施設見直しを検討することとされており、検討の結果、設立当時の目的は達成されたとして平成15年3月末で廃止する予定である。</p>	
<p>(財)長崎県医学振興基金</p>	<p>廃止（解散）.. (速やかに実施)</p>
<p>(団体（事業）のあり方)</p> <p>昭和47年3月に、医学の振興と地域社会の医療福祉向上を目的に、県の全額出捐により設立され、昭和46年度から50年度までは別途毎年度県から2,000万円の補助を受け活動してきた団体であるが、現在は、基本財産2,900万円の運用益のみで、県内で開催される各種学会への助成を行っている。(H13実績 助成件数5件、助成金額計5万円)</p> <p>これまで一定の成果を果たし、当初の設立目的も達成されたものと思われるため廃止すべきである。</p>	
<p>(財)長崎県出かせぎ援護協会</p>	<p>廃止（解散）.. (速やかに実施)</p>
<p>(団体（事業）のあり方)</p> <p>昭和48年に出稼ぎ者の労働問題等に対処するため、弔慰金、見舞金の給付事業等を行う法人として設立されたが、出稼ぎ者の急速な減少に伴い、財団の会員数も激減している。</p> <p>共済事業については、民間の保険制度の充実に伴い、当団体が独自に行う必要性が薄れてきている。</p> <p>県の行政システム改革大綱において、出かせぎ援護協会の在り方を検討することとされており、県において検討しているが、財団の目的、使命は終了したと思われるため、廃止すべきである。</p>	

表中の番号 ~ は、43頁「見直しの視点と再点検フロー」の番号と一致

県の関与の縮小等を検討すべきと考えられる団体

廃止、民営化、事業移管、人的・財政的関与の縮小等のいずれかを行うべきと考えられるが、制度上その他の条件により見直しの方向が限定できない団体

(財)長崎県私立学校退職金財団	県の関与の縮小等... (速やかに実施)
<p>(団体 事業)のあり方)</p> <p>当財団は、私立学校教職員の、退職金制度の安定 充実を図るため、加盟校からの負担金と県の補助金を積み立てて運用し、退職者が出た場合に退職手当の支給に必要な資金を加盟校へ給付する事業を行っているが、退職者の増加と新規教員の減少により、従来の支給額率を維持することが難しくなっており、現在、対応策を検討中である。</p> <p>当財団がスタートした昭和41年頃は退職金を積み立てる制度が十分ではなかったが、現在では各種制度があり、商工会議所などでも利便を供与しており、私立学校だけを対象にこうした制度を存続するのは公平性を欠く恐れがある。</p> <p>加えて、現在の組織体制は、県に事務局を置いて、2名のプロパー職員以外は県の職員が役員と職員を兼務しており、自主的・互助的色彩が強い事業に県が関与する必然性は低い。</p> <p>制度発足後30年以上経過しており、退職金の積立については、受益者である学校の自己責任に委ね、県は財団の運営にタッチせず、できれば出資面でも関与をなくすことが求められる。</p>	

(財)長崎県地域振興航空基金	県の関与の廃止等... (速やかに実施)
<p>(団体 事業)のあり方)</p> <p>平成5年に離島航空のハンディを経済的に補完することを目的に国の中央基金と同額の基本財産にて設立され、現在までに離島航空路線を運航しているオリエンタルエアブリッジ(株)に対する助成を行ってきており、離島航空路線維持において、一定の成果を果たしてきた。</p> <p>平成13年7月に国内・国際航空を含んだ形での積極的な長崎空港の利用促進事業展開を行う財団として改組された。</p> <p>今後は民間ニーズに即時に対応できる体制をとることにより、事業効果を今以上に発揮させる必要があり、民間への事務の移管も含め、県としては関与を縮小する方向で検討すべきである。</p>	

(財)長崎県国民年金福祉協会(くちのつ)	県の関与の縮小等... (速やかに実施)
<p>(団体(事業)のあり方)</p> <p>当協会は、国民年金制度の広報と国(社会保険庁)が国民年金被保険者等の福祉の向上を目的に設置した国民年金健康保養センター「くちのつ」の運営を受託するために、口之津町と県が出捐して設立した団体である。</p> <p>施設の開設当時は、国民年金事業は国からの機関委任事務として県が行っていたが、平成12年の地方分権一括法の施行により、国民年金事業は国に移管され、当施設の運営についても県が関与する必要性はなくなった。</p> <p>県としては、関与を縮小する方向で引き続き国等関係機関と協議、検討すべきである。</p>	

(財)長崎県勤労者福祉事業団(いこいの村)	県の関与の縮小等... (速やかに実施)
<p>(団体(事業)のあり方)</p> <p>昭和51年に、雇用保険法に基づき雇用能力開発機構が高来町に勤労者総合福祉施設として「いこいの村」を設置し、その管理運営主体として県、高来町の出捐により設立された。県より「いこいの村長崎」の運営を受託している。また、平成13年からは県の施設である勤労福祉会館の管理運営も県に受託している。さらに、勤労者のゆとりのある職業生活の安定と福祉の向上を図るための助成事業を行っている。「いこいの村長崎」は、国の特殊法人改革により雇用能力開発機構の設置した勤労者福祉施設は平成16年度までに施設の土地所有者等に譲渡するか、平成17年度までに廃止することとなっている。</p> <p>高来町が施設を引き受けることになれば、「いこいの村長崎」の管理運営については、町において検討すべきであり、県としては関与を縮小する方向で検討すべきである。</p>	

(財)長崎勤労総合福祉センター(式見ハイツ)	県の関与の縮小等... (速やかに実施)
<p>(団体(事業)のあり方)</p> <p>昭和54年に、雇用保険法に基づき雇用能力開発機構が長崎市に勤労者総合福祉施設として「ながさき式見ハイツ」を設置し、その管理運営主体として長崎市、県の出捐により設立された。雇用能力開発機構から県、県から当団体に運営が委託されており、経営面については長崎市より指導監督されている。国の特殊法人改革により雇用能力開発機構の設置した勤労者福祉施設は平成16年度までに施設の土地所有者等に譲渡するか、平成17年度までに廃止することとなっている。</p> <p>長崎市が施設を引き受けることになれば、「ながさき式見ハイツ」の管理運営は市において検討すべきであり、県としては関与を縮小する方向で検討すべきである。</p>	

<p>(財)長崎中高年齢労働者福祉センター (サンライフ佐世保)</p>	<p>県の関与の縮小等... (速やかに実施)</p>
<p>(団体 (事業) のあり方)</p> <p>昭和 55年に、雇用保険法に基づき雇用能力開発機構が佐世保市に勤労者総合福祉施設として「サンライフ佐世保」を設置し、その管理運営主体として佐世保市、県の出捐により設立された。雇用能力開発機構から県、県から佐世保市、佐世保市から当財団に運営が委託されており、経営面についても佐世保市より指導監督を受けている。国の特殊法人改革により雇用能力開発機構の設置した勤労者福祉施設は平成 16年度までに施設の土地所有者等に譲渡するか、平成 17年度までに廃止することとなっている。</p> <p>佐世保市が施設を引き受けることになれば、「サンライフ佐世保」の管理運営は市において検討すべきであり、県としては関与を縮小する方向で検討すべきである。</p>	

<p>(財)長崎船員厚生会</p>	<p>県の関与の縮小等... (条件整備後実施)</p>
<p>(団体 (事業) のあり方)</p> <p>昭和 43年に、船員・海事関係者の福利厚生を図る観点から、主に (財)日本船舶振興会や (社)モーターボートの出捐によって設立され、宿泊、休養施設「みなと長崎会館」を整備し、運営を行っている。従来は利用率が高く黒字体質であったが、利用者は平成 6年をピークに減少傾向にあり、収支も厳しくなっている。民間業者による宿泊サービスの価格低下、利用者の高付加価値サービスへのニーズの変化により、船員の年間宿泊者が減少しており、船員等に低廉な宿泊サービス等を提供するという目的の重要性は薄らいでいる。</p> <p>運営面での県の関与は縮小し、建替時などの機会をとらえて、出資面の関与も縮小する方向で検討すべきである。</p>	

(社)長崎県漁民年金貯金共済会	県の関与の縮小等... (条件整備後実施)
<p>(団体(事業)のあり方)</p> <p>昭和49年に、当時漁民年金制度がなく、国の制度制定に相当日時を要すると思われたため、農業者の年金基準に準ずる形で、県、信漁連、県漁連、漁協の出捐により設立された。基本財産の運用により、定期積立加入者に対し、共済金給付(定期積金平均残高の概ね2%)を行ってきたが、金利低下により経営が厳しくなっており、平成14年度に8ヵ年経営健全化計画を策定し、共済金の支払準備のため、信漁連と単協から約4億円の分担金徴収を行うとともに、平成14年9月1日以降の積立分については、共済金給付の大幅な引き下げなど、経営の健全化を図っている。</p> <p>昭和56年に漁業者年金、平成3年に漁業者国民年金基金(なぎさ年金)が創設されており、設立当時と比較して事業の重要性が薄くなっており、県としては、関与を縮小する方向で検討すべきである。</p>	

(社)長崎県農協会館	県の関与の縮小等... (条件整備後実施)
<p>(団体(事業)のあり方)</p> <p>昭和35年に農協関連団体5団体の出資により、農民の経済的・社会的地位の向上を図ることを目的として設立され、県は同時期に長崎県立協同組合専門学校の建設を計画していたこと、また設立目的や財政上の観点から併設することとしたため、1,000万円出捐したが、同校は昭和48年廃止されている。現在は農協会館の管理運営を行っている。管理費用を入居諸団体でシェアする形で運営されているため、常に収支は均衡している。</p> <p>長崎県立協同組合専門学校が廃止されており、県は積極的に関与すべき状況ではない。</p> <p>既にこれまでも関与は縮小されてきており、引き続きその方向で対応し、建替時などの機会をとらえて、県としては出資面の関与を縮小する方向で検討すべきである。</p>	

(社)長崎県林業協会	県の関与の縮小等... (速やかに実施)
<p>(団体(事業)のあり方)</p> <p>林業関係8団体が入居する林業会館の維持管理が主たる業務になっており、現時点における県としての関与の必要性は極めて低いと思われ、県としては関与を縮小する方向で検討すべきである。</p>	

民営化を検討すべきと考えられる団体

(財)長崎県浄化槽協会	民営化と民間参入の促進... (制約解除後実施)
<p>(団体 (事業) のあり方)</p> <p>浄化槽の検査を行うため設立された団体であるが、対象となる浄化槽の増加に加え、手数料も経費を上回る水準に設定されていることから、黒字基調が続き、県からの補助金も受けていない。</p> <p>浄化槽検査を行うことができるのは、公益法人に限定されており、現状の形態のまま存続することが妥当である。</p> <p>ただし、規制緩和の流れの中で民間参入が認められるようになれば、収益基盤などからみて、当協会自体を民営化するとともに、他の民間業者の参入を促進することが競争上望ましい。</p>	

(財)長崎県建設技術研究センター	民営化と民間参入の促進... (条件整備後実施)
<p>(団体 (事業) のあり方)</p> <p>平成6年に、それまでの建設工事用材料の試験機関であった県土木試験所を発展的に解消し、新技術、新工法、新素材の研究、建設資材の適正な品質確保、建設技術者の資質向上を図り、県・市町村の建設事業に関する施策に協力し、公共事業の円滑な執行を図ることを目的として県が100%出捐して設立した。</p> <p>建設事業に係る企画、調査、設計、積算事業のほか、公益のため低廉な価格で研修事業も行っている。これらの事業は、守秘性、公平、公正性が満たされれば民間事業者も参入することができるが、現状ではこれらを備えた業者が県内に存在しない。</p> <p>当センターはほとんどが県からの受注に依存しているが、手数料の価格設定が高い時期があった。現在は引き下げられつつあるが、当センター以外の民間事業者の参入することができる。現状では参入の可能性がある業者は県内には存在せず、当センターも研究施設導入のために県から多額の補助金を受けると財務基盤が十分でないことから当面はそのまま存続すべきである。ただし将来的には民営化を目指し、自立した経営に努めることが求められる。</p> <p>民間業者の参入を促進するなど、価格の透明性を高めるべきである。</p>	

(財)長崎県住宅 建築総合センター	民営化と民間参入の促進... (条件整備後実施)
<p>(団体 事業)のあり方)</p> <p>昭和59年に、(財)住宅保証機構の指定を受け、主に中小住宅業者が戸建て住宅を需要者から受注 建築する際の各種保証を行う団体として設立された。近年は建築基準法に基づく建築確認業務も手掛けている。建築確認業務を立ち上げるための初期コストに伴い平成13年度は赤字を計上したが、基本的には(財)住宅保証機構からの事務委託料により安定的な収入を確保し黒字基調である。</p> <p>住宅保証、建築確認などの主たる業務は、業界の自主的互助事業の色彩が強く、県が関与する必然性が高くない。制度的には民間事業者でも良いことから、民営化を検討すべきである。</p> <p>また、県の政策としては民間参入を促進するなどにより、価格設定の透明性を確保すべきである。</p>	

(社)長崎県水産開発協会	民営化と民間参入の促進... (速やかに実施)
<p>(団体 事業)のあり方)</p> <p>昭和53年に設立され、水産振興のための各種事業の基本計画、実施計画の作成、測量、試験、調査、設計、検査業務等の事業(収益事業)と水産業に関する各種知識技術の普及及び教育事業(公益事業)を行っており、収益事業が95%以上を占めている。</p> <p>収益事業の収益性は確保ができており、公益法人として行う必要性はない。民営化することにより、収益の範囲内における中長期的な人材の採用、育成が機動的に実施し得る。</p> <p>当協会の民営化と民間参入の促進を図り、競争と透明性の向上を図るべきである。</p>	

(社)長崎県林業コンサルタント	民営化と民間参入の促進... (速やかに実施)
<p>(団体 事業)のあり方)</p> <p>治山、林道、保安林、林地開発等森林、林業関係事業の調査、測量、設計等の受託が総収入の99%に達しており、経営も安定している。</p> <p>経営評価診断表では、民間での実施可能性について、技術力、専門的知識から不可能とされており、民間が育っていないと思われるが、収益性のある事業であり、当該団体の民営化と民間参入の促進を図り、競争と透明性の向上を図るべきである。</p>	

(社福)長崎県障害者福祉事業団	特別養護老人ホーム 民間移譲... (速やかに実施) 県立コロニー 民営化... (条件整備後実施)
<p>(団体(事業)のあり方)</p> <p>県立の特別養護老人ホーム「眉山」及び県立コロニー(身体障害者療護施設、肢体不自由児療護施設)の運営を行っているが、特別養護老人ホームについては、県の方針どう民間移譲。</p> <p>県立コロニーについては、措置費収入だけでは賄えず、県からの運営費補助(委託、約2億5千万円)を受けており、県の行政システム改革大綱にあるとおり経営の健全化をさらに進める必要がある。</p> <p>なお、県立コロニーは昭和48年の建築であり、今後、老朽化に伴い建て替えを検討する時期が到来すると思われるが、その際は、現今の障害者福祉においては、より地域生活支援を重視し、福祉施設についても小規模・地域密着型を目指す方向にあることから、小規模化を念頭に民営化も視野に入れて検討すべきである。</p>	

(社福)長崎県社会福祉事業団	民営化... (条件整備後実施)
<p>(団体(事業)のあり方)</p> <p>県立の児童養護施設及び乳児院の運営を行っているが、措置費収入だけでは賄えず、県からの運営費補助(約6千万円)を受けており、県の行政システム改革大綱にあるとおり経営の健全化をさらに進める必要がある。</p> <p>なお、当該施設は昭和43年の建築であり、今後、老朽化に伴い建て替えを検討する時期が到来すると思われるが、その際は民営化も視野に入れて検討すべきである。</p>	

統合又は事業移管を検討すべきと考えられる団体

長崎県町村土地開発公社	他の機関へ移管 (団体廃止).. (条件整備後実施)
<p>(団体 (事業) のあり方)</p> <p>昭和 49年に、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、1市 6町村の土地先行取得の利便を図るために設立された。自らリスクを負って土地を先行取得するのではなく、各市町村から指定した物件を取得するのみで、団体としてはリスクを負わない。</p> <p>公共工事の減少、地価の下落により、平成 9年度をピークに事業は年 1~ 2件と減少している。</p> <p>財政の単年度主義の下、先行取得のニーズが全く無くなる訳ではない。市町村合併が進むことにより自治体の体力も向上することから、当該団体を廃止し、市町村に取得ニーズが発生した場合には、各市町村で独自に公社を設立するか、県全体の効率を考え、コストを最小化するため、長崎県土地開発公社等を利用することを検討すべきである。</p>	

(財)長崎県救急医療財団	他の機関へ統合又は移管 (団体廃止).. (速やかに実施)
<p>(団体 (事業) のあり方)</p> <p>経営評価診断表にもあるとおり、現在のシステムは有効に活用されているとは言えず、また、財務面においても運用益が減少しており、果実による運営に限界がある。</p> <p>なお、システムの運営費自体は全体の約 9割であり、全額県からの委託となっており、財団形式である必要性には疑問がある。</p> <p>また、消防機関と医療機関に別途ホットラインが出来ているなど、関係機関の役割分担や連携を見直し事業を再構築した上で、財団法人としては廃止すべきである。</p>	

(財)長崎県腎臓バンク	他の機関へ統合又は移管... (速やかに実施)
<p>(団体 (事業) のあり方)</p> <p>これまで腎臓移植の登録 斡旋等を主に行ってきたが、平成 9年度に臓器移植法が施行され、全国的な臓器移植ネットワークが整備されたことに伴い、当団体も腎臓だけではなく臓器全般を対象として活動しているが、腎臓について見ると県内で 165名の移植希望者に対して、今年度の実績は現在 2名という状況にある。</p> <p>事業の必要性からは、更なる取り組みが必要と思われるが、現状では、基本財産の運用益と県からの移植コーディネーター設置補助を財源としており 独立した団体としては十分な活動が行えない状況にある。</p> <p>実効性を高めるために、関連団体と事業のあり方や財源の確保について検討を行い、再構築が必要である。</p> <p>その際、アイバンクとの統合も検討すべきである。</p>	

(財)長崎県福祉基金	他の機関へ統合又は移管 (団体廃止)... (速やかに実施)
<p>(団体 (事業) のあり方)</p> <p>県に設置されている「長崎県愛の福祉基金」の事業実施主体として、県の全額出捐により設立された団体であるが、財団の人件費を含む事業費を運用益だけでは賄えない状況となっており 県の行政システム改革大綱において他団体への統合を検討することとされていた。</p> <p>県において、業務見直しの「県社会福祉協議会へ業務移管する方針のもとに見直しが進められており 引き続き方針に沿って進められるべきものと思われる。</p>	

長崎国際航空貨物ターミナル (株)	経営統合... (速やかに実施)
<p>(団体 (事業) のあり方)</p> <p>平成 4年に、長崎空港を国内 国際航空貨物の物流拠点として整備し、モノ・ヒト情報の集積を進め、地場産業の国際化等を推進する等のために、航空貨物ターミナルの運営、貨物の荷役、補完、梱包等の事業を行う会社として県、市、民間の出資により設立されたが、貨物専用機の運航の可能性が薄れたこと等により 当初の計画の達成は困難となってきており 長崎空港における効率的なターミナル業務のあり方を考えた場合、長崎空港ビルディング との経営統合等抜本的にそのあり方を見直す必要がある。</p>	

(社)長崎県果実生産出荷安定基金協会	経営統合... (速やかに実施)
<p>(団体(事業)のあり方)</p> <p>国の果実価格安定政策の下、本県においては、みかんの価格安定事業を実施する主体として設立された団体であり、価格安定事業自体は、国の事業スキームにより生産者、国、県の拠出金により財源的に収支均衡するものである。</p> <p>人件費を含む管理費は、団体の基本財産及び価格安定基金の運用益で賄う仕組みとなっていたが、近年の低金利により賄えない状況になっている。</p> <p>既に、県の行政システム改革大綱においても野菜価格安定基金協会との統合を掲げており、統合の前提として、それぞれの団体での収支均衡を図る必要から、改善計画が検討されている。この方針に沿って野菜価格安定基金協会との統合を進められるべきものと思われる。</p>	

(社)長崎県野菜価格安定基金協会	経営統合... (速やかに実施)
<p>(団体(事業)のあり方)</p> <p>国及び県の野菜価格安定政策の下、価格安定事業の実施主体として設立された団体であり、価格安定事業自体は、国及び県の事業スキームにより生産者、農業団体、国、県の拠出金により財源的に収支均衡するものである。</p> <p>人件費を含む管理費は、団体の基本財産及び価格安定基金の運用益で賄う仕組みとなっていたが、近年の低金利により賄えない状況になっている。</p> <p>既に、県の行政システム改革大綱においても果実価格安定基金協会との統合を掲げており、統合の前提として、それぞれの団体での収支均衡を図る必要から、改善計画が検討されている。この方針に沿って果実生産出荷安定基金協会との統合を進められるべきものと思われる。</p>	

大幅な改革や自立的な運営を検討すべきと考えられる団体

大幅な改革が必要と考えられる団体、県からの補助金や委託の割合が高い又は運営費への補助金を受けているなど、県への依存度が高く、自立化に向けた取り組みが必要と考えられる団体

<p>(財)長崎県農業振興公社</p>	<p>目標達成のための有効な施策の検討... (速やかに実施)</p>
<p>(団体 事業)のあり方)</p> <p>農地流動化による規模拡大の促進を目的として、規模縮小農家からの農地の購入 借上及び規模拡大志向農家への農地の売渡 貸付 (農地保有合理化事業 筹を行っているが、平成22年度を目標に優良農地の1/2を認定農業者へ集積する(単純計算では毎年1,200haの集積)という県の政策課題に対して、当公社は、設立目的を十分に達成しているとは言い難い。 (公社実績毎年数ha)</p> <p>加えて、基金の運用益と売買手数料(1%)では管理費も賄えない状況にある。農地の規模拡大を目的とした各事業は、地域に密着した市町村や市町村の農業委員会等が行うことが効果的であるが、現在市町村段階の農地保有合理化法人は7法人、対象市町村は13市町村であり農地流動化のための有効な施策の検討と経営の健全化を前提に存続すべきである。</p>	
<p>(財)長崎県沿岸漁業振興基金</p>	<p>基金の一部取崩し等を含め事業を見直し 存続... (速やかに実施)</p>
<p>(団体 事業)のあり方)</p> <p>昭和59年に沿岸海域の利用 保全及び漁協運動の推進と経営健全化のための事業を行う団体として設立され、回遊性種苗放流等への助成を行っているが、事業量は基本財産の運用収入の範囲内で行われており 金利低下に伴う運用収入の減少により縮小傾向にある。中長期経営計画の主目的が広域栽培漁業の推進の目的達成のための基本財産20億円の造成と財務の健全性となっているが、財務の健全性が主となっており 事業量の確保の観点で不足している。</p> <p>平成13年度の事業実績は15件の栽培漁業推進事業における種苗費の助成と種苗の放流効果に関する調査事業1件であり プロパー職員1名を必要とする事業量ではないため、管理体制を見直すとともに、事業効果を検証し、精査のうえ、真に必要な効果のある事業に重点化するなど、抜本的な事業の見直しを行うべきである。</p> <p>なお、当財団は基金造成中であるが、最近の低金利を考えると、基金の運用益だけでは事業展開に限界があるため、基金の造成を中断し、別途必要な事業量の確保について検討すべきである。</p>	

<p>(財)有明海水産振興基金</p>	<p>基金の一部取崩し等を含め事業を見直し 存続... (速やかに実施)</p>
<p>(団体 事業)のあり方)</p> <p>昭和62年に県、市町、漁協による出捐により設立され、有明海における水産振興に必要な施設及び環境整備、その他公益的施設の整備を図るとともに有明海の海域特性にあった沿岸性魚種の放流種苗の安定的確保による栽培漁業の推進を目的としている。沿岸性放流種苗購入経費に対する助成事業、水産振興事業に対する助成事業を行っている。</p> <p>県下7地域に財団を設立し、地域ごとに運営しているが、ほとんどの財団が漁協等職員が兼務で、低額あるいは無償で業務を行っており他の経費もあまりかかっておらず、他の団体との経営統合はかえって非効率となることから、現行のまま存続すべきである。</p> <p>また、最近の低金利を考えると、基金の運用益だけでは事業展開に限界があるため、一定のルール(基準)を定めて、基金の一部取崩しも検討すべきである。</p>	

<p>(財)吉岐栽培漁業振興公社</p>	<p>基金の一部取崩し等を含め事業を見直し 存続... (速やかに実施)</p>
<p>(団体 事業)のあり方)</p> <p>平成11年に、海域特性にあった沿岸性魚種の放流種苗を安定的に確保し、栽培漁業の推進を図ることを目的に、吉岐地域における栽培対象種の漁獲目標を達成するため県、地元町、漁協の出捐により設立した。平成12年度より種苗購入費に対する助成事業を行っている。</p> <p>県下7地域に財団を設立し、地域ごとに運営しているが、ほとんどの財団が漁協等職員が兼務で、低額あるいは無償で業務を行っており他の経費もあまりかかっておらず、他の団体との経営統合はかえって非効率となることから、現行のまま存続すべきである。</p> <p>なお、当財団は基金造成中であるが、最近の低金利を考えると、基金の運用益だけでは事業展開に限界があるため、基金の造成を中断し、別途必要な事業量の確保について検討すべきである。</p>	

<p>(財)伊万里湾栽培漁業推進基金</p>	<p>基金の一部取崩し等を含め事業を見直し 存続... (速やかに実施)</p>
<p>(団体 (事業) のあり方)</p> <p>平成 11年に、伊万里湾の海域特性にあった沿岸性魚種の放流種苗を安定的に確保し、栽培漁業の推進を図ることを目的に県、地元市町、漁協の出捐により設立した。平成 13年度より種苗購入費に対する助成事業を行っている。</p> <p>県下 7地域に財団を設立し、地域ごとに運営しているが、ほとんどの財団が漁協等職員が兼務で、低額あるいは無償で業務を行っており、他の経費もあまりかかっておらず、他の団体との経営統合はかえって非効率となることから、現行のまま存続すべきである。</p> <p>また、最近の低金利を考えると、基金の運用益だけでは事業展開に限界があるため、一定のルール (基準) を定めて、基金の一部取崩しを検討すべきである。</p>	

<p>(財)五島栽培漁業振興公社</p>	<p>基金の一部取崩し等を含め事業を見直し 存続... (速やかに実施)</p>
<p>(団体 (事業) のあり方)</p> <p>平成 13年に、五島地域の海域特性にあった沿岸性魚種の放流種苗を安定的に確保し、栽培漁業の推進を図ることを目的に県、地元市町、漁協の出捐により設立した。平成 13年度設立のため、種苗購入費に対する助成事業等の実績はまだない。県下 7地域に財団を設立し、地域ごとに運営しているが、ほとんどの財団が漁協職員が兼務で、低額あるいは無償で業務を行っており、他の経費もあまりかかっておらず、他の団体との経営統合はかえって非効率となることから、現行のまま存続すべきである。</p> <p>なお、当財団は基金造成中であるが、最近の低金利を考えると、基金の運用益だけでは事業展開に限界があるため、基金の造成を中断し、別途必要な事業量の確保について検討すべきである。</p>	

<p>(財)西彼海区栽培漁業推進基金</p>	<p>基金の一部取崩し等を含め事業を見直し 存続... (速やかに実施)</p>
<p>(団体 (事業) のあり方)</p> <p>平成 8年に、西海海区の海域特性にあった沿岸性魚種の放流種苗を安定的に確保し 栽培漁業の推進を図ることを目的に県、地元町、漁協の出捐により設立した。平成 9年度から 種苗購入費に対する助成事業を行っている。</p> <p>県下 7地域に財団を設立し 地域ごとに運営しているが、ほとんどの財団が漁協等職員が兼務で、低額あるいは無償で業務を行っており 他の経費もあまりかかっておらず、他の団体との経営統合はかえって非効率となることから 現行のまま存続すべきである。</p> <p>また、最近の低金利を考えると 基金の運用益だけでは事業展開に限界があるため、一定のルール (基準) を定めて、基金の一部取崩しを検討すべきである。</p>	

<p>(財)橘湾栽培漁業推進基金</p>	<p>基金の一部取崩し等を含め事業を見直し 存続... (速やかに実施)</p>
<p>(団体 (事業) のあり方)</p> <p>平成 8年に、橘湾の海域特性にあった沿岸性魚種の放流種苗を安定的に確保し 栽培漁業の推進を図ることを目的に県、地元町、漁協の出捐により設立した。平成 9年度から 種苗購入費に対する助成事業を行っている。</p> <p>県下 7地域に財団を設立し 地域ごとに運営しているが、ほとんどの財団が漁協等職員が兼務で、低額あるいは無償で業務を行っており 他の経費もあまりかかっておらず、他の団体との経営統合はかえって非効率となることから 現行のまま存続すべきである。</p> <p>また、最近の低金利を考えると 基金の運用益だけでは事業展開に限界があるため、一定のルール (基準) を定めて、基金の一部取崩しを検討すべきである。</p>	

<p>(財)対馬栽培漁業振興公社</p>	<p>基金の一部取崩し等を含め事業を見直し 存続... (速やかに実施)</p>
<p>(団体 (事業) のあり方)</p> <p>平成 8年に、対馬地域の海域特性にあった沿岸性魚種の放流種苗を安定的に確保し 栽培漁業の推進を図ることを目的に県、地元町、漁協の出捐により設立した。平成 12年度から 種苗生産事業も行っている。</p> <p>県下 7地域に財団を設立し 地域ごとに運営しているが、ほとんどの財団が漁協等職員が兼務で、低額あるいは無償で業務を行っており 他の経費もあまりかかっておらず、他の団体との経営統合はかえって非効率となることから 現行のまま存続すべきである。</p> <p>また、最近の低金利を考えると 基金の運用益だけでは事業展開に限界があるため、一定のルール (基準) を定めて、基金の一部取崩しを検討すべきである。</p>	

(財)長崎県農林水産業担い手育成基金	基金の一部取崩し等を含め事業を見直し 存続... (速やかに実施)
<p>(団体 (事業)のあり方)</p> <p>農林水産業の担い手となる青年等の活動を支援し育成することを目的に設立された団体であるが、当初予定していた運用益が確保できず、目的を十分達成しているとは言えない。</p> <p>本来の役割を果たすためには、事業効果を検証し、精査のうえ、真に必要な効果のある事業に重点化するなど、抜本的な事業の見直しを行うべきである。</p> <p>また、最近の低金利を考えると、基本財産の運用益だけでは事業展開に限界があるため、一定のルール (基準) を定めて、基本財産の一部取崩しを検討すべきである。</p>	

長崎空港ビルディング (株)	抜本的対策を前提に存続... (速やかに実施)
<p>(団体 (事業)のあり方)</p> <p>昭和 34年に空港旅客ターミナルの運営を目的として設立、長崎空港の旅客ターミナルに関する事業のほか、旅行代理店業、保険代理店業等を行っているが、長崎空港を国際 国内航空貨物の物流拠点として整備する目的で長崎国際航空貨物ターミナル (N IACT)が設立されたことに伴い、貨物取扱業務をN IACTへ移し現在に至る。</p> <p>過年度の業績は好調であったが、JALとJASの経営統合、ANAの経営合理化等が提示され、かつ、平成 8年度以降空港乗降旅客数が減少傾向で歯止めがかかっておらず、抜本的対策を講じなければ、経営の健全性を維持できなくなる可能性がある。</p> <p>加えて、長崎空港における効率的なターミナル業務のあり方を考えた場合、長崎国際航空貨物ターミナル との経営統合を含めて、そのあり方を検討する必要がある。</p>	

(財)長崎県食鳥肉衛生協会	抜本的対策を前提に存続... (速やかに実施)
<p>(団体 (事業)のあり方)</p> <p>食鳥検査に関する法律により平成 4年から県知事による検査が義務付けられたが、県自らが行うより効率的であるとの理由で、県の全額出捐により当協会を設立して指定検査機関として指定したが、検査手数料では必要経費を賄うことができず、県が収支差額を補助している。</p> <p>現状では、指定検査機関は公益法人に限られており、また収益面で問題があり、これを担う民間業者が事実上存在できない状況にあることから、現状の形態で存続することでやむを得ない。</p> <p>本来であれば手数料を引き上げるべきであるが、当県だけが引き上げると競争力を失い、養鶏業者や解体処理作業員の雇用に悪影響を与えるため、引き上げが難しいのが実情である。</p> <p>ほとんどの県で同様の問題が生じており、根本問題の解決に向けて努力が必要である。</p>	

(財)長崎県育英会	抜本的対策を前提に存続... (速やかに実施)
<p>(団体(事業)のあり方)</p> <p>当会は、経済的事情により修学困難な高校生・大学生に対して学資金の貸与を行っている。行革の一環として日本育英会から県に高校奨学金が平成16年度に移管することが決定されており、移管されれば事業規模が約3倍になると見られる。</p> <p>経済成長によって1人当りGDPは格段に向上し、従来より奨学金の必要性は低下したといえ、引き続き修学困難な学生が存在するため、現形態のまま存続させることが適当である。</p> <p>しかし、16年度から事務量が急増することから、現在の制度変更を含む大幅な事務見直しが急務である。貸付・回収などの事務はアウトソースするなど幅広く柔軟な視点から制度・事務の見直し(PPR)を早急に行うことが求められる。</p>	

(社)対馬林業公社	抜本的対策を前提に存続... (速やかに実施)
<p>(団体(事業)のあり方)</p> <p>戦後の荒廃した森林の復元と木材資源の造成を目的として、公的資金導入のもと土地(山林)所有者と分収契約(収益の4割を土地所有者、6割を公社)を結び造林事業を実施している。</p> <p>対馬が平成16年から、長崎が平成18年から本格的な伐採を迎えるが、木材価格の下落により平成65年までの試算によると大幅な収支不足が見込まれることから、平成12年度に、県等からの借入金の無利子化などを柱とする改善計画を策定し、経営安定化に向けて取り組んでいる。</p> <p>しかしながら、材木市況の下落によって借入金が返済できなくなるリスクがあり、契約途中で破綻すると契約者(土地所有者)のみならず、公共財的性格が強い森林の荒廃によって社会的損失が大きくなることから、契約者の取分引下げを含む抜本的な対策を進めることを前提に、組織を存続させることが求められる。</p> <p>ただし、抜本策が成果を発揮せず、市況下落によって返済不能になれば、県等による安易な救済は行わず、公社の自己責任による解決を図るべきである。</p>	

(社)長崎県林業公社	抜本的対策を前提に存続... (速やかに実施)
<p>(団体 事業)のあり方)</p> <p>戦後の荒廃した森林の復元と木材資源の造成を目的として、公的資金導入のもと土地(山林)所有者と分収契約(収益の4割を土地所有者、6割を公社)を結び造林事業を実施している。</p> <p>対馬が平成16年から長崎が平成18年から本格的な伐採を迎えるが、木材価格の下落により平成65年までの試算によると大幅な収支不足が見込まれることから平成12年度に、県等からの借入金の無利子化などを柱とする改善計画を策定し、経営安定化に向けて取り組んでいる。</p> <p>しかしながら、材木市況の下落によって借入金が返済できなくなるリスクがあり、契約途中に破綻すると契約者(土地所有者)のみならず、公共財的性格が強い森林の荒廃によって社会的損失が大きくなることから、契約者の取分引下げを含む抜本的な対策を進めることを前提に、組織を存続させることが求められる。</p> <p>ただし、抜本策が成果を発揮せず、市況下落によって返済不能になれば、県等による安易な救済は行わず、公社の自己責任による解決を図るべきである。</p>	

長崎県道路公社	赤字路線への抜本的対策を前提に存続... (速やかに実施)
<p>(団体 事業)のあり方)</p> <p>昭和52年に、県内の有料道路を建設し、幹線道路の整備促進、交通の円滑化を図ることを目的として県が100%出資して設立された。道路整備特別措置法により、地方有料道路の維持管理は、地方道路公社が事業主体となっている。既に8路線を整備済みであり、その維持管理が必要であることから、公社の必要性は認められる。</p> <p>ただし、赤字路線への抜本的対策が最大の課題であり、松浦バイパス有料道路、松ヶ枝駐車場については、収入で管理費、利息がカバーできず、未償還残高が増加しており、一般道路化等の抜本的対応を早急に講じる必要がある。</p>	

長崎県土地開発公社	機能縮小のうえ存続… (速やかに実施)
<p>(団体(事業)のあり方)</p> <p>昭和36年に、県100%出資により発足し、昭和48年公有地の拡大の推進に関する法律の施行に伴い、道路・公園等の公共・公用施設用地や公営企業用地等の先行取得・処分、県等からの依頼又は公社独自に工業用地等の造成、処分を行う団体として組織変更された。</p> <p>土地の先行取得や工業用地等の土地造成事業については、その必要性は薄れてきており、経営状況も附帯事業を除く各事業で赤字となっているなど、公社独自の土地造成売却事業からの撤退と組織体制のスリム化など抜本的な対策が必要である。</p> <p>しかし、公有地の確保は公共事業の円滑な遂行のため依然として必要であること、土地の取得のノウハウが蓄積され、県全体として効率的な執行が期待されることから、町村土地開発公社との統合あるいは事業受託も視野に入れて、土地取得に役割を特化させて存続させることが適当である。</p>	

長崎県住宅供給公社	機能縮小のうえ、存続… (条件整備後実施)
<p>(団体(事業)のあり方)</p> <p>昭和25年に、住宅を必要とする勤労者に良質な住宅を供給することを目的として、県、長崎市、佐世保市の出資により設立された。公営住宅の対象者以外の層を主な対象に戸建住宅・集合住宅及び宅地の分譲事業、公社賃貸住宅や利便施設の賃貸管理事業を行っているほか、県営住宅の管理業務を県より受託している。期間収益は表面的には黒字であるが、地価高騰時に造成した土地及びそこに建てた物件が売れ残っており、経営を圧迫している。</p> <p>当公社は、設立以来良質な住宅供給の牽引車として重要な役割を果たしてきたが、現状では民間業者の成長によりその重要性は低くなっており、他県では解散又は大幅縮小が検討されているケースもある。当公社も既に売れ残り物件を抱えているうえ、人口減少に伴う地価下落によって一段のリスクを背負う可能性も否定できない。</p> <p>リスクの大きい分譲・賃貸住宅分野からは順次撤退し、制度上民間が取り扱えない公営住宅の管理などリスクの低い分野に特化していくことが適当である。ただし、今後の関係法令の改正状況を踏まえ、組織の再編統合等を検討すべきである。</p> <p>なお、分野縮小に際しては、現在手持ちとなっている在庫不動産や賃貸資産をどのような手順で販売・処分していくのかといった基本方針を策定することが求められる。</p>	

小値賀空港ターミナルビル(株)	存廃を含め抜本的改革を検討... (速やかに実施)
<p>(団体(事業)のあり方)</p> <p>昭和60年に、離島振興のために本土との時間距離の短縮化等を目的として空港開設に伴い空港ターミナルビルの運営会社として県、町、民間の出資により設立された。</p> <p>当空港には、オリエンタルエアブリッジ(株)の小型機が唯一運航しているが、本土離島間の海上交通機関が整備される中、利用者は低い水準にとどまっており国、県、町による離島航空路線の維持対策により維持されているのが現状であり根本的には採算が成り立っていない。</p> <p>当空港ターミナルビルについても、町からの助成金と(財)長崎県地域振興航空基金の助成金により維持されており会社のあり方は航空路線そのものと一体の関係にある。</p> <p>海上交通機関が発達している中、航空路の利用状況と今後の見込みを踏まえると、小型機による離島航空路線自体の存続について、地元町を含めた抜本的な議論が必要であり航空路線が保たれないのであれば、廃止すべきである。</p>	

上五島空港ターミナルビル(株)	存廃を含め抜本的改革を検討... (速やかに実施)
<p>(団体(事業)のあり方)</p> <p>昭和55年に、離島振興のために本土との時間距離の短縮化等を目的として空港開設に伴い空港ターミナルビルの運営会社として県、町、民間の出資により設立された。</p> <p>当空港には、オリエンタルエアブリッジ(株)の小型機が唯一運航しているが、本土離島間の海上交通機関が整備される中、利用者は低い水準にとどまっており国、県、町による離島航空路線の維持対策により維持されているのが現状であり根本的には採算が成り立っていない。</p> <p>当空港ターミナルビルについても、町からの助成金と(財)長崎県地域振興航空基金の助成金により維持されており会社のあり方は航空路線そのものと一体の関係にある。</p> <p>海上交通機関が発達している中、航空路の利用状況と今後の見込みを踏まえると、小型機による離島航空路線自体の存続について、地元町を含めた抜本的な議論が必要であり航空路線が保たれないのであれば、廃止すべきである。</p>	

(財)長崎県すこやか長寿財団	事業の再編を図り 存続... (速やかに実施)
<p>(団体 事業)のあり方)</p> <p>高齢者の生きがいと健康づくり 相談事業、市町村等の相談体制の支援、介護実習等を行っている団体であるが、事業の約 9割は県からの委託事業となっている。</p> <p>高齢化の進展、介護保険の導入など取り巻く環境は大きく変化しており 市町村、社会福祉協議会等との役割分担を整理したうえで、NPOとの提携など効率化と実効性の向上を図るべきである。</p>	

(財)長崎県消防協会	自立化に向けた取り組みを前提に 存続... (速やかに実施)
<p>(団体 事業)のあり方)</p> <p>昭和 23年に設立されて、消防団相互間の連絡、事業に対する協力、防火思想の普及、消防功労者の表彰、共済事業等消防団体の福利厚生事業などを行っている。</p> <p>近年の低金利下においては、基本財産からの運用益だけでは事業展開に限界があり 消防団員からの拠出金を活用した事業展開がなされていることは自律的運営を行っていく上で適当な方法であり 独立した団体として自律的な運営を行っていく体制や仕組みは整えられたと思われる。</p> <p>しかし、一方では県からの運営費補助金を受けており さらに自立化に向けた検討が必要である。</p>	

(財)長崎県国際交流協会	自立化に向けた取り組みを前提に 存続... (速やかに実施)
<p>(団体 事業)のあり方)</p> <p>長崎県と海外諸国との友好親善を推進し、地域の国際化を図るため、国際交流及び国際協力に関する事業を展開しているが、現在行われている事業はアジア及び東南アジアに偏重しているきらいがあり、さらなるグローバル化が求められる。</p> <p>また一方では、県からの補助金の総支出に占める割合が高まっており、さらに運営費の補助金も受けている。自立化に向けた検討が必要である。</p>	

(財)長崎県産業振興財団	自立化に向けた取り組みを前提に 存続... (速やかに実施)
<p>(団体 (事業) のあり方)</p> <p>平成 13 年 4 月に (財)長崎県中小企業振興公社と(財)長崎県産業技術振興財団を統合して設立され、県内の産業振興を目的とし、主として金融支援 営業支援 情報化推進 企業立地推進 ベンチャー育成 産学官連携等に関する様々な事業を行っているが、個々の成果を測るシステムがなく県からの補助金、委託の割合が高い。真に効果のある事業を見極めるためのシステムを構築し、成果を検証したうえで、県との役割分担も踏まえ事業の再編 重点化を行うべきであり、また財団の収入確保に貢献してきた各種金融支援事業の見通しが厳しくなっており、独自の新規収益事業について検討する等自立に向けた取り組みが必要である。</p>	

(財)長崎県体育協会	自立化に向けた取り組みを前提に 存続... (速やかに実施)
<p>(団体 (事業) のあり方)</p> <p>県内の体育・スポーツ関係団体の統括団体として、行政と協力して競技力向上及び県民のスポーツ振興のため各種事業を行っているが、県からの補助金 委託金の総支出に占める割合が高いのは、県営野球場管理運営委託などによるものであるが、さらに運営費の補助金も受けている。</p> <p>協会では、既に自立化に向けた努力を行っているが、引き続きできる限り自立化に向けた取り組みが必要である。</p>	

上記以外の団体

経営改善等についての取り組みは必要と思われるが、 から には該当しないと考えられる団体

(株)長崎県営バス観光	存続...
(団体 (事業)のあり方) 昭和37年に、長崎県交通局の100%出資にて設立され、長崎県交通局のバスターミナル窓口業務全般等の受託業務と旅行代理店・広告事業等を行っている。 長崎県交通局からの受託業務は概ね収支が見合っており、旅行代理店業等の事業により収益を計上しており、現在まで堅実な経営が行われている。財務の健全性も高く、民間事業者に大きな影響を与えていることなし。	
対馬空港ターミナルビル(株)	存続...
(団体 (事業)のあり方) 昭和38年に、対馬空港における空港ターミナルビルの運営管理会社として県、市町村、民間の出資により設立され、ターミナルビルの運営管理、売店、旅行代理店事業等を行っている。 長崎線と福岡線の旅客により利益確保水準を確保しており、財務も健全性である。	
(株)長崎県漁業公社	存続...
(団体 (事業)のあり方) 昭和38年にまぐろ延縄漁業経営を開始し、就業構造の改善を図り、この収益をもって沿岸・中小漁業の漁場の改良造成、経営の近代化等を図り、沿岸・中小漁業の振興に寄与する目的で設立され、昭和53年から、県の栽培漁業センター開所に伴う放流用種苗生産事業を受託し、昭和55年、まぐろ漁業から撤退し、現在は放流用及び養殖用の種苗生産事業を行っている。これら必要な魚種及び数量を安定的に量産しうる能力を有する団体は公社以外にないため、栽培漁業を今後も推進していくためにも、公社は必要であり現状のまま存続すべきである。 今後は機能する経営責任者の配置、厳密な経費管理等堅実な経営体制の確立へ向けて努力すべきである。	

(財)ながさき地域政策研究所	存続...
----------------	-------

(団体 事業)のあり方)

市町村合併や地方分権等地方自治を取り巻く環境が大きく変化する中で、中長期的な地域社会の課題の研究や自主的な政策提言等を行う機関として、(財)長崎県地域経営センターを発展的に改組し、平成 14年 10月から業務を開始した団体であり、今後の活動と成果を見て再検討する。

(財)長崎平和推進協会	存続...
-------------	-------

(団体 事業)のあり方)

長崎市が平和推進のために行う各種施策をさらに効果的に施行するため昭和 58年に任意団体として発足し、さらに、幅広い見識と高い知性、国際感覚に優れた市民を育成しようと、昭和 59年に財団法人化された団体であるが、設立の趣旨、県が出資している趣旨からは、長崎市中心の運動からさらに広域化、世界的な平和運動へ発展することが望まれる。

(財)長崎県産炭地域振興財団	存続...
----------------	-------

(団体 事業)のあり方)

石炭鉱業の閉山等に起因する諸問題の解決及び産炭地域における地域経済の自立的な発展に寄与することを目的とし、平成 9年に設立され、産炭地域振興臨時措置法等の平成 13年度末失効に対応するため、産炭地域活性化基金事業等市町への助成及び産炭地域市町の職員を対象とした研修事業等を実施している。

また、産炭地域新産業創造等基金事業による助成を受けるため、対象町において、ビジョン・計画を立案中であるが、産業創造は極めて困難なテーマであり、県においても対象町のビジョン・計画立案に対する支援が必要である。事業の選別・推進・事後評価については、厳しいチェックが入る仕組みが必要である。

(財)長崎県中小商業振興基金	存続...
<p>(団体 (事業)のあり方)</p> <p>平成 2年に中小企業総合事業団からの高度化融資の管理団体として県、中小企業団体中央会の出捐により設立され、中小商業の活性化を目的とした助成等の事業を行い、中小商業の振興発展を図ること等を目的としている。他県では中小企業振興公社等で事業を行っているが、制度開始当初において本県の中小企業振興公社では商業部門に対する振興策をカバーしておらず、他に事業の受け皿となる適当な団体がなかったことから、新たに財団法人を設立し、県職員が財団業務を兼務している。事業の効率化を求め、現行のまま存続すべきである。</p>	

(財)長崎県漁協合併推進基金	存続...
<p>(団体 (事業)のあり方)</p> <p>平成 8年に漁協合併を推進するための事業を行うことにより、漁協の経営基盤の強化を図ることを目的として設立されている。県長期総合計画により平成 22年 20漁協までに合併を推進させる目標である。平成 8年～平成 12年までは貸付事業を実施していたが、平成 13年度以降は実施していない。</p> <p>今後は合併に関わる推進指導及び合併漁協に対する指導事業が主力事業となる。職員は県職員の兼務と漁協系統団体職員の出向により、人件費の負担はないが、基本財産が4千万円と少額であり、一層の経費削減努力が望ましい。平成 22年に 20漁協まで合併という目標があることから、平成 22年等の財団の存続期限を定め、目標達成後は解散すべきである。</p>	

(財)諫早湾地域振興基金	存続...
<p>(団体 (事業)のあり方)</p> <p>昭和 58年に諫早湾干拓事業の実施に伴い、漁業廃止となる漁業者等の生活再建のための指導及び助成、諫早湾地域の振興対策に必要な調査及び資金の援助、郷土資料館その他の公益的施設の整備等を行うことにより、漁業者の生活安定と諫早湾地域の振興に資することを目的に設立された。社会 経済環境の変化に伴い、目的、事業内容の見直しとそれに即した組織の見直し等を検討すべきである。</p> <p>また適正な事業の執行のため、事業評価 事業成果の測定の制度導入が必要である。</p>	

(財)石木ダム地域振興対策基金	存続...
-----------------	-------

(団体 事業)のあり方)

平成7年に、石木ダム建設によって影響を受ける住民の生活再建を図るため県、佐世保市及び川棚町の出捐により設立された。ダム周辺地域の住民のため、仮設水道の維持管理、住宅資金利子助成等を基本財産の運用益等で行っている。石木ダムの完成後は解散することが求められる。

(財)長崎県下水道公社	存続...
-------------	-------

(団体 事業)のあり方)

平成11年に、諫早市、大村市、多良見町を対象地域として県が設置している流域下水道の効率的な維持管理 経営のために県、2市1町の出捐により設置された。流域下水道の維持管理事業、下水道の普及 啓発事業、技術者の養成事業を行っている。

平成12年度から運用開始されており 下水道事業の料金収入により派遣職員の人件費も含めて経費を賄う計画であり 現状のまま存続させるべきである。

(財)長崎県暴力団追放県民会議	存続...
-----------------	-------

(団体 事業)のあり方)

平成4年の暴力団対策法施行に伴い、各県1カ所暴力団追放運動推進センターを公安委員会が指定することとなり 県、市町村、民間等の出捐により設立された団体であり 暴力団員による被害の防止に関する知識の普及、暴力団に係る相談、民間の自主的な組織活動に対する支援、暴力団から少年を守る活動、被害者の救済、被害者への見舞金の支給などの事業を行っているが、現在の体制・人員では県民の期待に応えることは難しいと思われる。

よって、県下25の各警察署を中心に組織されている地域と密着した地区暴追協と連携を強化し、さらにきめ細かい対応を行う必要がある。

各県1カ所のセンター指定や県警が直接実施することになじまない事業など制約があり 県警と統合することは困難と考えられるので、機能としては団体を存続させ、県警との連携をさらに強化するとともに、一層の経営の効率化を図りながら、事業成果を高める必要がある。

(社)長崎県園芸種苗供給センター	存続...
<p>(団体 (事業) のあり方)</p> <p>敷地 2.5ha ハウス24棟をもって、主に野菜のウイルスフリー 苗等の優良種苗を大量増殖し、全農長崎県本部を通して農家等へ安定供給を行っている。</p> <p>施設は、全農長崎県本部の所有であり 施設費を全農に支払っているが、安価な苗を供給するために、財政的には全農長崎県本部の全面的な支援を受けている。</p> <p>平成 2年 3月に、全農長崎県本部と県を会員として社団法人を設立し事業を開始し順調に軌道に乗っている。</p> <p>ウイルスフリー 苗は全農以外の生産農家へも供給されており 現行のまま存続すべきである。</p>	

(社)長崎県種馬铃薯価格安定基金協会	存続...
<p>(団体 (事業) のあり方)</p> <p>本県は、国の指定を受け九州地方から中 四国地方への優良馬铃薯の安定供給を担っており 当協会は、種馬铃薯生産農家の経営安定を図るため、価格安定事業を行う法人として、県、関係町村、関係農協の出捐により 設立された団体である。</p> <p>価格安定基金の造成は、全額生産農家の交付準備金で造成されており 自主的な運営が行われていることから現行のまま存続すべきである。</p>	

(職訓)西九州情報処理開発財団	存続...
<p>(団体 (事業) のあり方)</p> <p>昭和 62年に情報処理関連の職業訓練の実施、情報処理技能者の養成の場として、雇用能力開発機構が諫早市に施設を設置し、当該施設において職業訓練を実施する「いさはやコンピュータカレッジ」を運営する第三セクター形式の職業訓練法人として設立された。2年間の訓練期間があり 定員は 1学年 100名。雇用能力開発機構において施設 備品を整備するため、原則として法人に施設費負担はない。民間の専修学校と競合するため、県のこれ以上の関与の必要性はない。</p> <p>実質的には専修学校と同じであるが、卒業生は学歴に記載できないという課題もあり 学校法人化の検討も望まれる。</p>	

(職訓)長崎能力開発センター	存続...
<p>(団体(事業)のあり方)</p> <p>日本障害者雇用促進協会からの運営費助成を受け、知的障害者に対して職業訓練を行う法人として昭和61年に設立された団体であり、全国では北海道、神奈川県、兵庫県と本県の4道県にあるのみである。畜産科と麵製造科があり、1学年定員20名の2学年課程で訓練を行っており、長崎県立島原高等技術専門校が訓練の委託を行っている。平成12年度までの修了生総数257名のうち219名(85.2%)が職場に定着するなど実績を残しており、現行のまま存続すべきである。</p>	

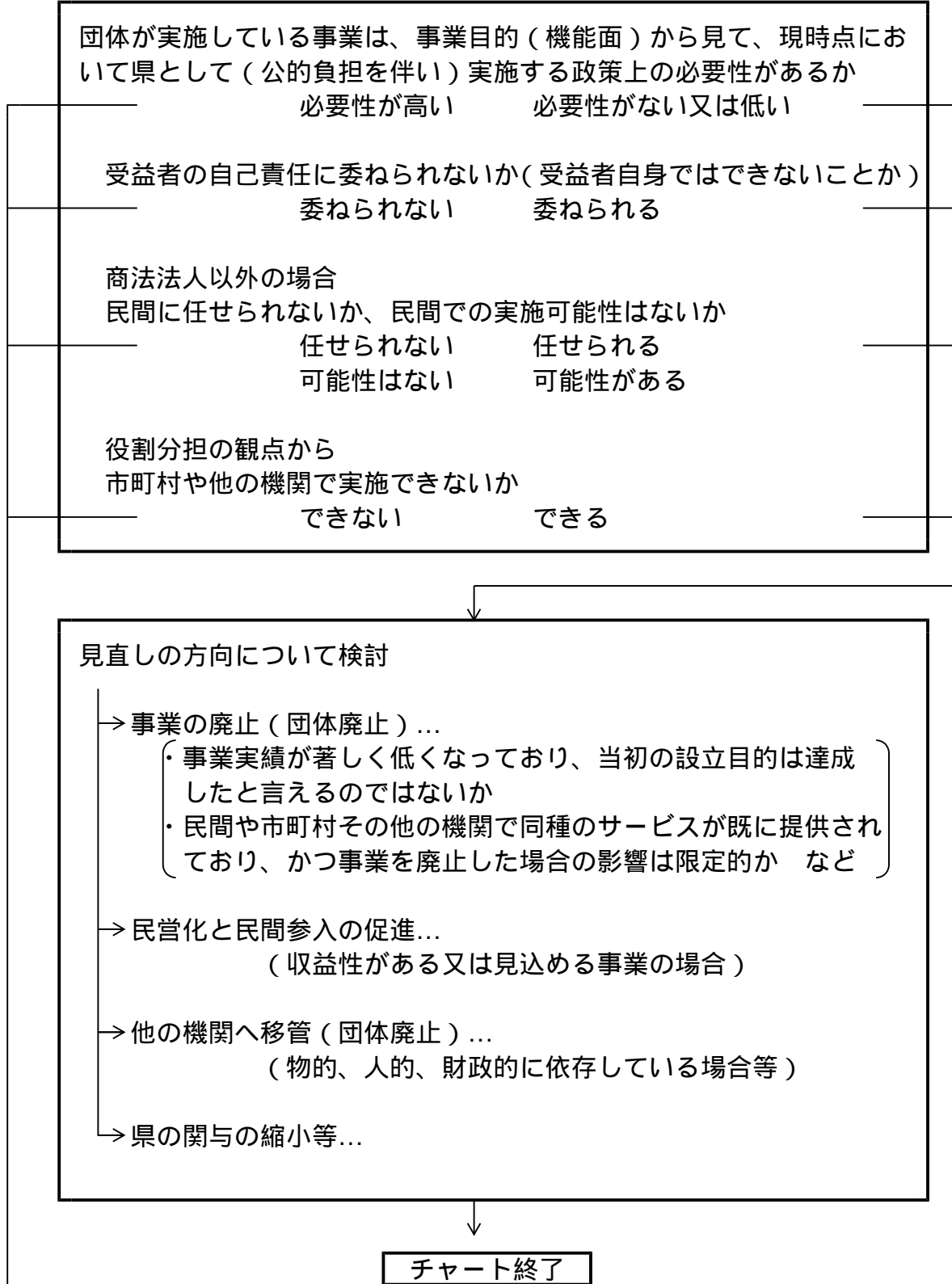
長崎県信用保証協会	存続...
<p>(団体(事業)のあり方)</p> <p>当協会は、中小企業金融の円滑化を目的に信用保証協会法によって設立され、中小企業が金融機関から借り入れる際の保証業務を行っている。</p> <p>全国的には類似の民間企業も存在するが、当県にはなく、少なくとも当面は現形態のまま存続することが適当である。</p>	

長崎県漁業信用基金協会	存続...
<p>(団体(事業)のあり方)</p> <p>昭和28年に、中小漁業者等に対する貸付等について、その債務を保証するために中小漁業融資保証法により県、市町村、県信漁連の出資により設立された。債務保証及び求償権管理回収を行っており、基本財産が4億円で運用益もあり、経営も安定していたが、代位弁済増加と金利の低下により赤字が続いている。このため平成13年度から5か年の事業推進計画を策定済みで、給与削減、高利運用により平成15年度から収支均衡が図られる見込みである。</p> <p>設立目的、利用状況から考え、現行のまま存続すべきである。</p>	

長崎県農業信用基金協会	存続...
<p>(団体 (事業) のあり方)</p> <p>昭和37年に、農業信用保証保険法に基づき農業協同組合その他の金融機関の農業者等に対する貸付について、その債務の保証を行うために設立された。基本財産は26億8千万円で運用益もあり内部留保もあるなど、代位弁済が増加した現在も収支は黒字である。</p> <p>設立目的、利用状況から現行のまま存続すべきである。</p>	

下記フローにおいて、1つでも に該当した場合には、そのラインに進む。

【1．県民に対する県としての政策上の必要性からの点検】



【 2 . 事業成果の面からの点検】

→ 事業実績は、団体の設立目的から見て、目的を十分達成していると言えるか（達成度合いが著しく低くなっていないか）
（この場合、財団法人等で基本財産（基金）の運用益を財源として事業を実施している団体（以下、「基金運用益型団体」という。）で、低金利下において十分な事業が実施できない場合を含む。）

達成している 達成していない

原因が基金運用益型
団体などのように
財源にある場合

左記以外の場合

目的達成のための有効な施策を検討...
（有効な施策が構築できない場合）

目的達成のために必要な自己財源を確保できるか
（基金運用益型団体の場合にあつては、事業の必要性、効果を検証したうえで、一定のルール（基準）を定めて、基本財産（基金）の一部取り崩しも検討すべき

→ 基金の一部取崩し等を含め
事業を見直し、存続...

確保できる
又は検討の余地がある

確保できない
又は困難と思われる

↓
独立した団体としての存立意義に疑問があり、県の政策目的達成のためには、団体を活用した施策遂行ではなく、他の事業手法への転換を検討すべきと考えられる

→ 他の団体へ統合又は移管（団体廃止）...
〔 物的、人的、財政的に依存している団体がある場合
又は、事業主体として最適な団体がほかにある場合 〕

→ 県で実施（団体廃止）...
〔 全ての職員を県職員が兼務しているなど実質的に県と
一体の場合 〕

【3．経営面からの点検】

不採算、経営悪化及び今後経営悪化の恐れがあるか
ない あり

- 経営統合による健全化の検討...
- 施設の管理運営の場合、民営化の検討...
- 抜本的対策を前提に存続...
- 存廃を含め抜本的改革を検討...

【4．その他】

- ・利用者（県民）から見て利用しやすい組織づくりや県全体としての効率性等を考えた場合、事業の再編や他の団体と統合した方がいい団体はないか...
- ・県からの補助金や委託の割合が高い又は運営費への補助金を受けているなど、県への依存度が高く、自立化に向けた取り組みが必要ではないか...

一層の経営の効率化を図りながら事業成果を高め、存続...

委員会の検討経過

平成 13 年 12 月 27 日	第 1 回委員会	・財務を中心とした予備調査について検討 ・経営評価・診断制度のあり方及び内容について検討
平成 14 年 2 月 26 日	第 2 回委員会	・予備調査の結果及び分析について検討 ・経営評価・診断制度（案）について検討
3 月 26 日	第 3 回委員会	・平成 14 年度における個別外部診断の必要な団体の選定 ・経営評価・診断制度（案）について検討
6 月 21 日	第 4 回委員会	・委員を 6 名から 12 名に拡充 ・国の公益法人改革、特殊法人等改革について研究 ・見直しの視点、方向性について意見交換 ・対象となる全団体（71 団体）のヒヤリングを行うことを決定
7 月 31 日	ヒヤリング	・委員全員による合同ヒヤリング 3 団体
8 月 5 日 ～ 9 日	ヒヤリング	・12 名の委員が 3 グループに分かれてのグループ別ヒヤリング 68 団体
9 月 12 日	グループ別ヒヤリング結果とりまとめ会議	・法令等の制約確認 ・視点と再点検作成 ・70-によりグループ間の視点を調整
10 月 7 日	委員長・各グループ代表者会議	
10 月 10 日	グループ別ヒヤリング結果とりまとめ会議	
10 月 21 日	委員長・各グループ代表者会議	
10 月 29 日	ヒヤリング	・委員長、各グループ代表者による再ヒヤリング 12 団体
10 月 30 日	グループ別ヒヤリング結果とりまとめ会議	
11 月 11 日	第 5 回委員会	・「県出資団体のあり方に関する提言（中間報告）」とりまとめ ・経営改善等の提言内容について検討
12 月 17 日	委員長・各グループ代表者会議	
12 月 26 日	第 6 回委員会	・経営改善等の提言内容について検討 ・「県出資団体のあり方に関する提言（最終提言）」とりまとめ

